

## 道路占用料の改定について

### 1 概要

道路占用料については、3年に1度行われている固定資産税評価の評価替えに合わせ、その翌年に占用料の改定を行っている。この度、令和6年の評価替えを踏まえ、令和7年4月に占用料の改定を行う。

### 2 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例(昭和28年6月文京区条例第13号)新旧対照表

別表(第二条関係)道路占用料金表

\_\_\_\_は改正部分を示す。

占 用 物 件		単 位	占 用 料	
			新	旧
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱 [3条以下の電線]	1本につき 1年	<u>12,300円</u>	<u>11,400円</u>
	第二種電柱 [4・5条の電線]		<u>19,000円</u>	<u>17,500円</u>
	第三種電柱 [6条以上の電線]		<u>25,600円</u>	<u>23,700円</u>
	第一種電話柱 [3条以下の電線]		<u>9,260円</u>	<u>7,720円</u>
	第二種電話柱 [4・5条の電線]		<u>14,800円</u>	<u>12,400円</u>
	第三種電話柱 [6条以上の電線]		<u>20,400円</u>	<u>17,000円</u>
	その他の柱類 [支線柱]		<u>1,100円</u>	<u>1,020円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき 1年	<u>110円</u>	<u>100円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>66円</u>	<u>61円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>10,800円</u>	<u>10,000円</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき 1年	<u>6,620円</u>	<u>6,140円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>22,000円</u>	<u>20,400円</u>
	広告塔	表示面積1㎡につき 1年	<u>80,000円</u>	<u>74,200円</u>
	その他のもの	占有面積1㎡につき 1年	<u>22,000円</u>	<u>19,400円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件 [地下管路]	外径が0.04m未満のもの	長さ1mにつき 1年	<u>260円</u>	<u>220円</u>
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの		<u>460円</u>	<u>420円</u>
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		<u>660円</u>	<u>610円</u>
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		<u>990円</u>	<u>910円</u>
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		<u>1,320円</u>	<u>1,220円</u>
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		<u>1,980円</u>	<u>1,830円</u>
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		<u>2,650円</u>	<u>2,460円</u>
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		<u>4,640円</u>	<u>4,290円</u>
	外径が0.7m以上1m未満のもの		<u>6,620円</u>	<u>6,140円</u>
	外径が1m以上のもの		<u>13,200円</u>	<u>12,200円</u>
法32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1㎡につき 1年	<u>17,700円</u>	<u>14,800円</u>	

法32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1㎡につき	1年	<u>22,000円</u>	<u>19,400円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1㎡につき	1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路				<u>40,000円</u>	<u>37,000円</u>
	地下に設ける通路				<u>24,000円</u>	<u>22,200円</u>
その他のもの				<u>25,300円</u>	<u>21,900円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの [祭礼等の露店]		占有面積1㎡につき	1日	<u>800円</u>	<u>730円</u>
	商品置場その他これに類するもの		占有面積1㎡につき	1年	<u>80,000円</u>	<u>74,200円</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1㎡につき	1年	<u>80,000円</u>	<u>74,200円</u>
	標識		1本につき	1年	<u>17,600円</u>	<u>16,300円</u>
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡又は1本につき	1日	<u>800円</u>	<u>730円</u>
		その他のもの	占有面積1㎡又は1本につき	1年	<u>80,000円</u>	<u>74,200円</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき	1年	<u>800,900円</u>	<u>743,400円</u>
その他のもの				<u>400,400円</u>	<u>371,600円</u>	
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき	1年	<u>22,000円</u>	<u>20,400円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1㎡につき	1年	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	板囲、足場その他の工事用施設及び令第7条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1㎡につき	1年	<u>36,200円</u>	<u>30,200円</u>
	危険防止施設				<u>10,940円</u>	<u>9,120円</u>
	詰所				<u>80,000円</u>	<u>70,300円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1㎡につき	1年	<u>22,000円</u>	<u>19,400円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	地下に設けるもの	階数が1のもの			Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの				Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき	1年	Aに0.006を乗じて得た額
階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額			Aに0.008を乗じて得た額
階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額			Aに0.011を乗じて得た額
階数が4以上のもの			Aに0.012を乗じて得た額			Aに0.012を乗じて得た額
その他のもの				Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額			Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車止め装置その他の駐車用設備		占有面積1㎡につき	1年	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額			Aに0.024を乗じて得た額	

Aは近傍類似の土地の時価を表す。